

JMIA 日本登山インストラクターズ協会の COVID-19 への対応について

政府より 2020 年 4 月 7 日から 5 月 6 日までの 1 ヶ月間、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため 7 都府県に緊急事態宣言が発出されました。さらに 4 月 16 日には対象地域が全国に拡大されましたが、その後も感染拡大は治まらず 5 月 4 日には緊急事態宣言期限は 5 月 31 日までの延長となりました。

それ以降、徐々に感染は終息の方向に向かい 5 月 21 日には解除基準を満たした関西 3 府県の緊急事態宣言が解除されることになりました。しかし、この時点で東京など首都圏の 4 都県と北海道は解除基準を満たさなかったため、従来どおり 5 月 31 日までとなりました。

これらの状況をふまえ JMIA としては、5 月 31 日までは今までどおり登山を自粛することとし、各地の登山愛好者の方々には、下記の通り配慮ある活動をお願いいたします。

○緊急事態宣言が継続中の東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道の方

これらの都県道にお住まいの方は、新型コロナウイルス感染拡大を防止する目的から登山行為（ハイキング、クライミングなど）の自粛を続けていただくことをお願いいたします。私たち JMIA もインストラクション活動を自粛いたします。

○緊急事態宣言が解除された 42 府県の方

これらの府県にお住まいの方は、今後も第 2 波の感染拡大が懸念されていることから、①3 密の防止のための少人数登山、②マスクの着用、③手の消毒など、感染防止対策を十分にとった上での登山を実施するようにお願いいたします。さらに、緊急事態宣言継続中の都県道への登山は控えるようにお願いいたします。また、医療機関への大きな負担にならぬように登山中には事故、怪我などに十分に注意し、行動するようにお願いいたします。

私たちがこれらの自粛活動を確実に実施する事は新型コロナウイルスの早期終息につながります。今が重要な時です。緊急事態宣言が解除され、一日も早く従来の登山を楽しむことができるようにご協力をお願いいたします。

2020.05.21

JMIA 日本登山インストラクターズ協会
事務局 大津 洋介